

農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画の
変更の案の縦覧公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第19条第7項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の変更の案に意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、本市に意見書を提出することができる。

令和7年7月4日

日置市長 永山由高



1 縦覧期間及び時間

- (1) 期間 令和7年7月4日（金）から同月17日（木）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時まで

2 縦覧場所

日置市東市来支所産業建設課

3 意見書の提出について

- (1) 提出者 意見書を提出できる者は、地域計画の利害関係人とする。
- (2) 提出期限 縦覧期間満了の日
- (3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。電話での意見は受け付けない。
- (4) 提出先 日置市東市来支所産業建設課